

令和 6 年度中山間地域等直接支払事業の実施状況

飯島町産業振興課

標記について、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 12 に基づき、以下の通り公表します。

【事業概要】

①交付対象者

集落協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動を行う農業者等

②対象農用地

特定農山村法、山村振興法及び過疎法で指定されている地域、または、県知事が指定した地域内の農振農用地で傾斜等の一定条件を満たす農用地

③交付単価（10a 当たりの交付単価）

区分	田（傾斜度）	畑（傾斜度）
急傾斜	2 1, 0 0 0 円（1/20 以上）	1 1, 5 0 0 円（15° 以上）
緩傾斜	8, 0 0 0 円（1/100 以上 1/20 未満）	3, 5 0 0 円（8° 以上 15° 未満）

※ただし、協定の取組内容によっては 8 割単価となります。

④対象行為

交付対象となる取組は、必須取組、選択取組、加算取組の 3 区分となっています。必須取組のみの場合は 8 割単価、必須＋選択取組により 10 割単価で交付されます。加算取組を行う場合は、10 割単価に加算分を上乗せし交付されます。

○必須取組（8 割単価）「農業生産活動等を継続するための活動」

- ・集落マスタープラン（集落の 10～15 年後を見据えた将来像・将来像を実現するための活動計画）を策定
- ・適切な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止活動、水路・農道等の管理活動
- ・多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等）

○選択取組（10 割単価）「体制整備のための前向きな活動」

- ・農業生産活動の体制整備

地図を活用しながら協定参加者で話し合いを重ね、合意形成のうえ集落戦略を作成

○加算取組

- ・超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20° 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む。

交付単価（10a 当たりの交付単価）：6,000 円（田、畑）

目標設定；ア超急傾斜地の保全

イ超急傾斜地で生産される農作物の販売促進等

- ・集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

交付単価単価（10aあたりの交付単価）：3,000 円（地目にかかわらず）

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

- ・生産性向上加算

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

交付単価（10aあたりの交付単価）：3,000 円（地目にかかわらず）

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

※複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乗せする加算の単価は定められた単価から 1,000 円/10a を減額することとなります。